

6 浅農第312号
令和7年2月18日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浅川町長 江田 文男

市町村名 (市町村コード)	浅川町 (075043)
地域名 (地域内農業集落名)	荒屋郷地区 (里白石のうち荒屋郷・宿裏)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻を中心とした農業経営を行っているが、農地は明治から大正時代に行われた耕地整理のままであるため、多くの場合は1区画10a未満という小区画または不整形な農地であり、農道は狭く、用排水路は劣化しているか土水路であるため、営農に支障をきたしている。また、耕作者の高齢化が進んでいるため、今後担い手に集積するにあたっても、区画整理をする必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

未整備の農地においては、農地中間管理機構関連の圃場整備事業により農業生産基盤整備を行い、農用地利用性の向上を図り、農道、用排水路についても一体的に整備する。基盤整備後の田においては水稻を、畑においては玉ねぎとブロッコリーを作付けし、農地中間管理事業を活用して地域の法人に集積集約する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農振農用地は基盤整備し、農業上の利用が行われる区域とする。周辺の耕作されない場所については多面的支払事業により保全・管理を行う。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

基盤整備後は地域全体を①の担い手が集積・集約する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクへ貸付け、①の担い手へ集積・集約する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業により、令和6年度に申請を行い、取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②肥料や農薬の使用状況を記録し、適正な施肥や防除に努める。③農作業の効率化を図るため、自動運転型の農業機械などスマート農業の導入を検討する。④遊休化している水田については畑地化して高収益作物等の栽培を行う。⑦多面的支払事業に引き続き取り組み、保全・管理を行う。⑧高収益作物の取り組みについては、将来的に施設整備についても検討する。